

財政制度等審議会 財政投融资分科会
説明資料

独立行政法人日本学生支援機構

平成 27 年 10 月 21 日
文部科学省

目次

- 奨学金事業の健全性確保のための延滞防止策について …… 2頁
- 入学時特別増額貸与奨学金制度について …… 11頁
- 参考データ …… 13頁

奨学金事業の健全性確保のための延滞防止策について

(独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の概要

【目的】日本学生支援機構の奨学金事業は、日本国憲法(第26条)、教育基本法(第4条3項)に基づき、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材の育成の観点から実施。

日本国憲法 第26条(第1項)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法 第4条

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

【対象】大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校(専門課程)の学生・生徒

【奨学金の申請手続き】

予約採用と在学採用の二通り

「予約採用」・・・入学前に奨学金を申込み、奨学金の貸与を予約する手続き。申込みは所属高等学校等を通じて行う。

「在学採用」・・・入学後に奨学金を申込み手続き。申込みは所属大学等を通じて行う。

《平成28年度概算要求》

貸与人員：135万6千人

事業費総額：1兆1,275億円

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		49万8千人(3万8千人増) 〔他被災学生等分5千人〕	85万7千人 (2万人減)
事業費		3, 344億円(220億円増) 〔他被災学生等分36億円〕	7, 931億円 (35億円減)
うち 一般会計 復興特会 財政融資資金		政府貸付金 一般会計：1, 006億円 復興特会： 28億円	財政融資資金 8, 176億円
貸与月額		学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5. 4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力	・高校成績が3. 5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1／3以内(2年生以上)	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	27年度採用者	家計	家計基準は家族構成等により異なる。(子供1人～3人世帯の場合) 一定年収(650万円～1,280万円)以下 ※貸与基準を満たす年収300万円以下の世帯の学生等は全員採用
返還方法		卒業後20年以内 ＜所得連動返還型＞ 卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		無 利 子	上限3%(在学中は無利子)、学生が選択 (平成27年3月貸与終了者)
			利率見直し方式 (5年毎) 0. 10%
			利率固定方式 0. 63%

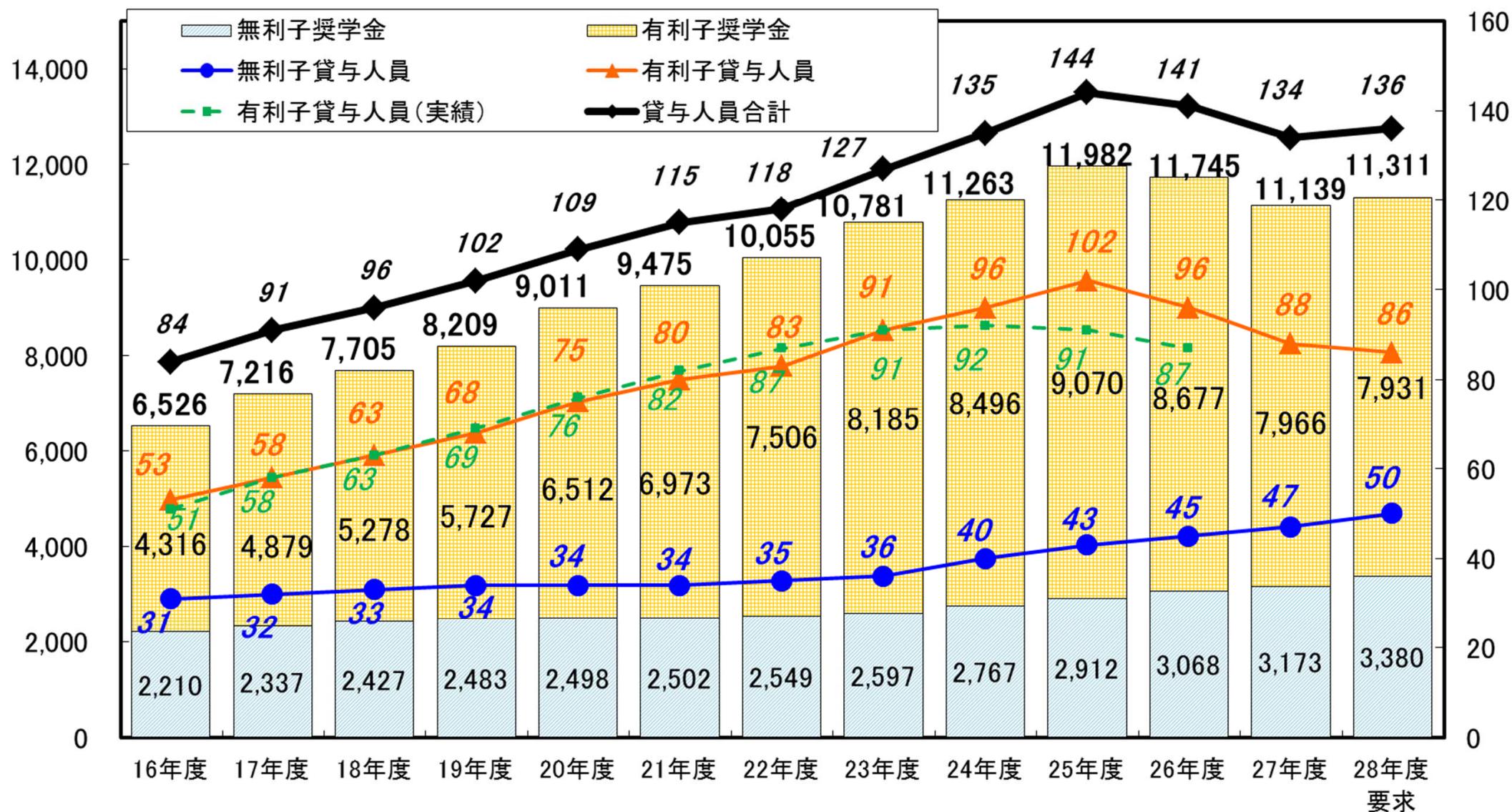
【平成28年度概算要求の概要】

- 「有利子から無利子へ」の流れの加速
貸与基準を満たす希望者全員への貸与の実現を目指し、無利子奨学金の貸与人員を増員。
- 「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速
詳細な制度設計を進めるとともに、システムの開発・改修に着手。

(独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の推移 (当初予算)

(単位：億円)

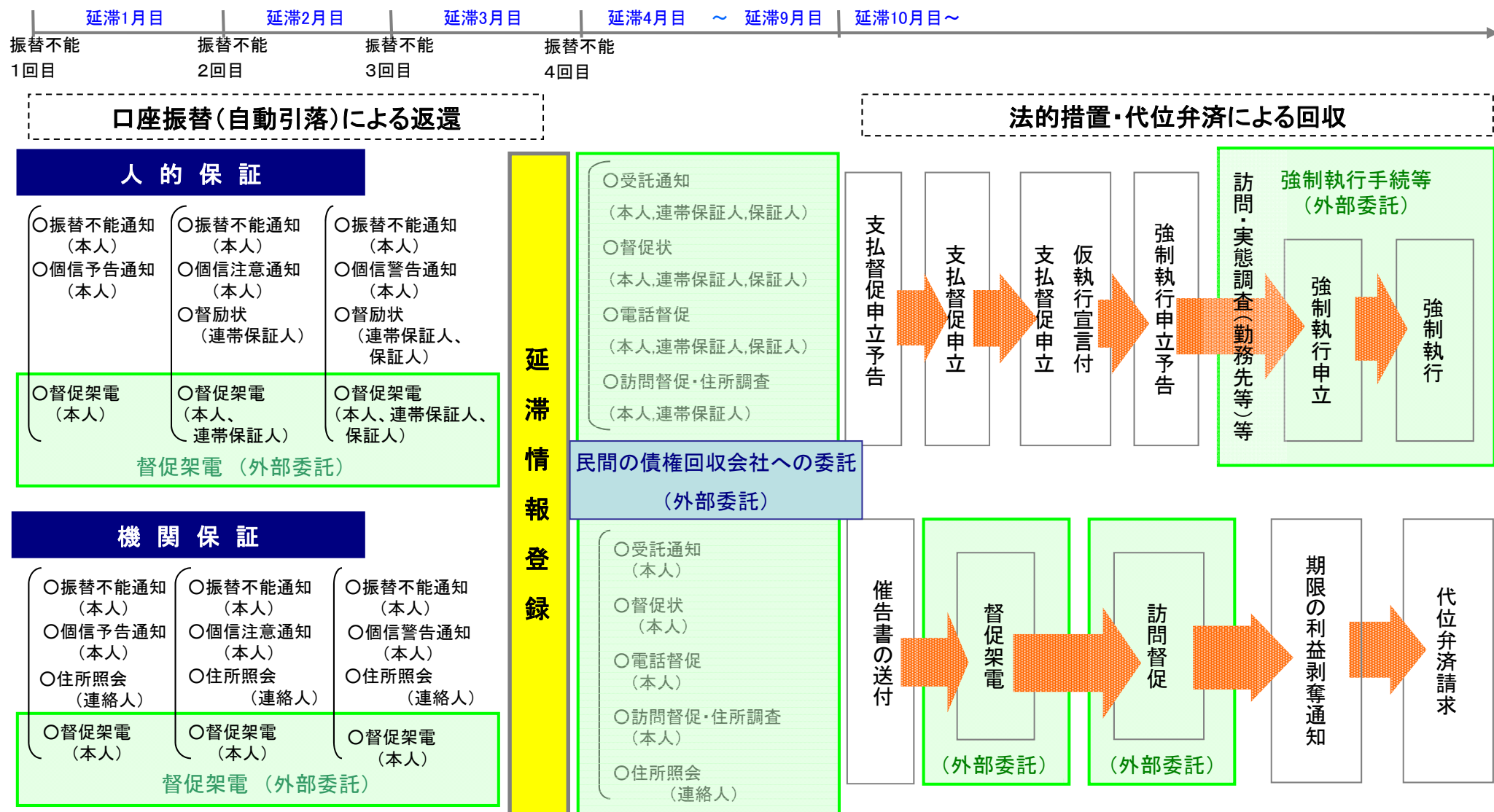
(単位：万人)



(注1) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(注2) 平成24年度以降の無利子奨学金には東日本大震災復興特別会計分を含む。

返還金回収の流れ



上記のとおり延滞初期における督促の集中実施、法的措置の強化、サービサー及び個人信用情報機関の積極活用等を通じて、回収促進の取組を進めている。

返還金の回収促進策について

返還金の回収促進策

- [平成21年10月～] ・ コールセンターの設置(延滞債権増加抑制のための対策)
 - ・ 延滞者への督促架電の早期における集中実施(延滞3ヶ月未満)
 - ・ 民間の債権回収会社への委託を3ヶ月以上9ヶ月未満の延滞者は全員実施
 - ・ 法的措置の早期化(延滞1年以上 → 延滞9ヶ月以上)
- [平成22年4月～] ・ 延滞3ヶ月以上の者の個人信用情報機関への登録
 - ・ 返還誓約書の提出時期の早期化(卒業時 → 採用時)
- [平成22年7月～] ・ 自らの債務状況を電子的に照会できるシステムの構築
- [平成23年1月～] ・ 減額返還制度の導入
- [平成24年4月～] ・ 「所得連動返還型無利子奨学金制度」の導入
- [平成26年4月～] ・ 真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置の充実
 - ・ 適格認定を厳格に実施するための基準の改定
- [今後実施予定] ・ 返還者に関する情報の調査・分析の充実
 - ・ 学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開(平成28年度中)
 - ・ 返還月額が所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」の導入(平成29年度採用者から適用予定) 等

【有利子奨学金回収状況】

区 分	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	千人	億円	千人	億円	千人	億円	千人	億円
要回収額(返還期日到来分のみ) (新規返還者)	1,690 (214)	2,494 (135)	1,888 (236)	2,849 (156)	2,072 (242)	3,231 (164)	2,253 (248)	3,580 (173)
うち回収額 (新規返還者)	1,522 (199)	2,136 (130)	1,708 (220)	2,444 (151)	1,884 (226)	2,788 (158)	2,060 (232)	3,131 (167)
要回収額に占める返還率(%) (新規返還者)	90.0% (92.8%)	85.6% (96.0%)	90.5% (93.1%)	85.8% (96.3%)	90.9% (93.3%)	86.3% (96.5%)	91.4% (93.6%)	87.4% (96.8%)
うち未回収額 (新規返還者)	169 (15)	358 (5)	180 (16)	405 (6)	188 (16)	444 (6)	193 (16)	449 (6)

(注) 1. 人員は実人員である。 2. 要回収額とは、当該年度中に回収すべき額(当該年度に新たに返還期日が到来した額と過年度の未回収額との合計)である。

機構と学校とが連携した返還支援策の強化について

◆ 真に困窮している奨学金返還者の救済措置の充実

- 平成26年度から、延滞金賦課率の10%から5%への引下げ、返還期限猶予制度の制限年数の5年から10年への延長、返還期限猶予制度等の適用基準の緩和、延滞者への返還期限猶予制度の適用を通じ、真に困窮している奨学金返還者に対する救済措置を充実。

【現状】

- ✓ 返還猶予制度の認知状況・「知らなかった」延滞者: 53. 6% (「平成25年度奨学金の延滞者に関する属性調査」(日本学生支援機構調べ))
- ✓ 新規返還開始1年後に3月以上延滞している者の存在
⇒ 約2. 0%(0. 7万人／34. 2万人(平成25年度実績)) 約2. 0%(0. 7万人／35. 3万人(平成26年度実績))



◆ 在学中の各学校から奨学生への説明の強化

- 各学校に対し、機構から当該学校の貸与及び返還に関する情報を提供し、在学生に対する奨学金制度及び真に困窮している奨学金返還者への救済措置の周知徹底の取組を強化。
- 各学校が実施する採用時説明会等への日本学生支援機構職員の派遣。

◆ 学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開

- 返還支援策の強化に関する取組の成果については、平成27年3月に卒業した奨学生の返還開始初年度の結果(平成27年度中の返還状況)が明らかとなる平成28年度8月頃に、各学校の貸与及び返還に関する情報(貸与者数、返還者数、延滞率等)を、機構のホームページ上で公開予定。



奨学金返還者について延滞者「0」を目指す。

財政融資資金本省資金融通先等実地監査の主な指摘事項について①

区 分	主な指摘事項	対処方針
奨学金貸与業務	貸与において、「返還誓約書」が一部未提出となっているため、今後、新規の奨学生については、全ての奨学生に対して同誓約書を徴求するとともに、現時点において同誓約書が未提出の奨学生に対しても、速やかに提出するよう督促等を行うこと。併せて、新規の奨学生から確実に徴求する新たな仕組みを検討すること。	・平成27年度から学校の提出期限までに返還誓約書の提出がない場合は学校において奨学金の振込保留を実施。 ・<u>返還誓約書が未提出の延滞者に対しては、優先的に法的処理を実施。</u> ・平成27年度から返還誓約書提出時に人的保証から機関保証への変更が行えるよう見直しを実施。 ・学校で作成する「返還誓約書未提出者に係る調書」の様式を変更し、提出できない理由を記載していただき、情報収集及び分析を実施。
機関保証制度	機関保証制度における代位弁済請求において、保証機関から生活困窮の基準を満たしていないとして代位弁済が不承認とされた案件が一部認められたため、生活困窮について詳細かつ明確な定義を定め、これをマニュアルに明記し、請求基準に従った代位弁済請求を行い得る態勢を整備すること。 また、不承認となった案件について、機構より改めて延滞者に対して督促を行ったところ、分割返還で合意し、返還が可能となった案件も認められるため、延滞者との接触方法について改善する検討を行うこと。	・<u>生活困窮に係る代位弁済請求基準については、日本国際教育支援協会と定期的な協議を行い、平成27年度中に詳細かつ明確な定義を定める予定。</u> ・延滞者との接触方法について、関係部署の連携を強化し、接触機会を増やす等、きめ細かい指導態勢を整備。
(前回の監査指摘のフォローアップ)	前回監査において、代位弁済請求を行っていない請求未了債権を確認したが、今般の監査時においても、依然として請求未了債権が多数確認されたため、これを改善すること。また、監査時のマニュアルは、前回監査指摘を踏まえて盛り込まれた規定を削除している実態が認められたため、経緯等を確認した上で、同マニュアルの見直しについて検討を行うこと。	・今回の監査で指摘された<u>平成26年3月末時点の請求未了債権2,157件については、平成27年8月末現在で代位弁済履行済856件、一部入金等により代位弁済請求対象外となったもの1,096件の合計1,952件を処理済み。</u>残る205件の内訳は少額分割返還176件、代位弁済請求予定9件、翌月以降代位弁済請求予定8件、被災地(原発地区)12件。 ・マニュアル検証委員会(平成27年4月～6月)において、<u>機関保証業務マニュアルを含む全てのマニュアルについて見直しを実施。</u>

財政融資資金本省資金融通先等実地監査の主な指摘事項について①

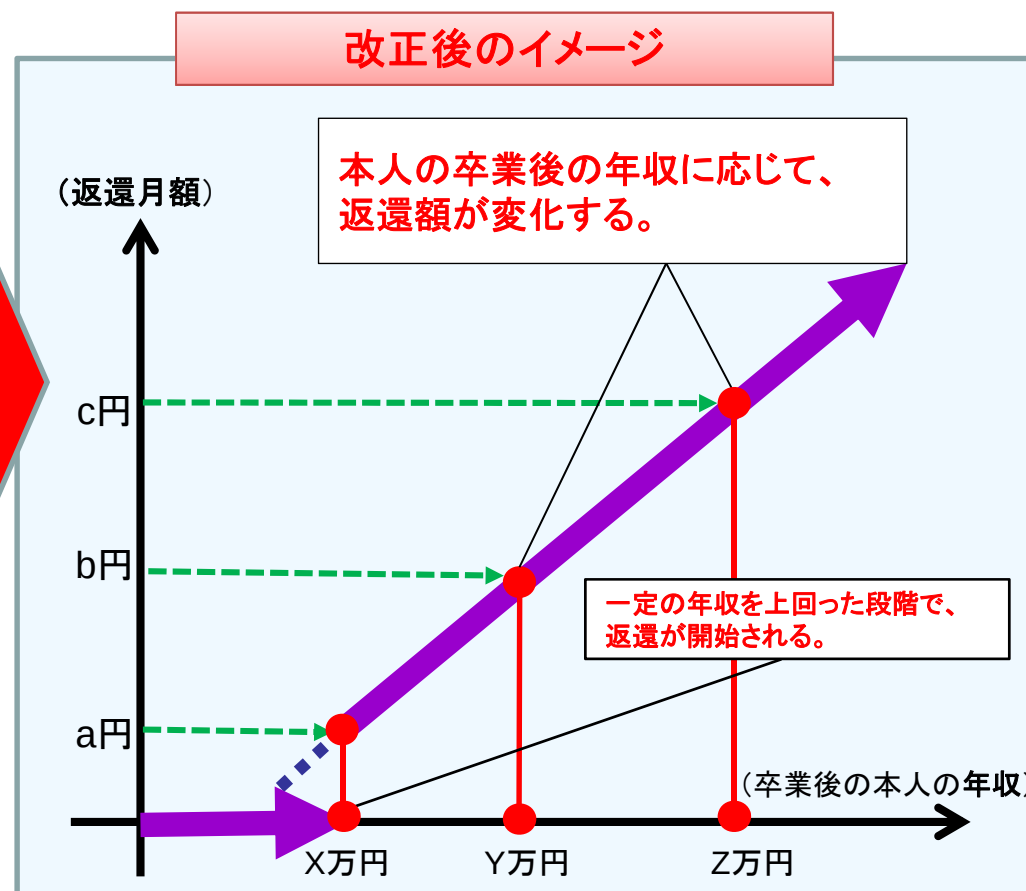
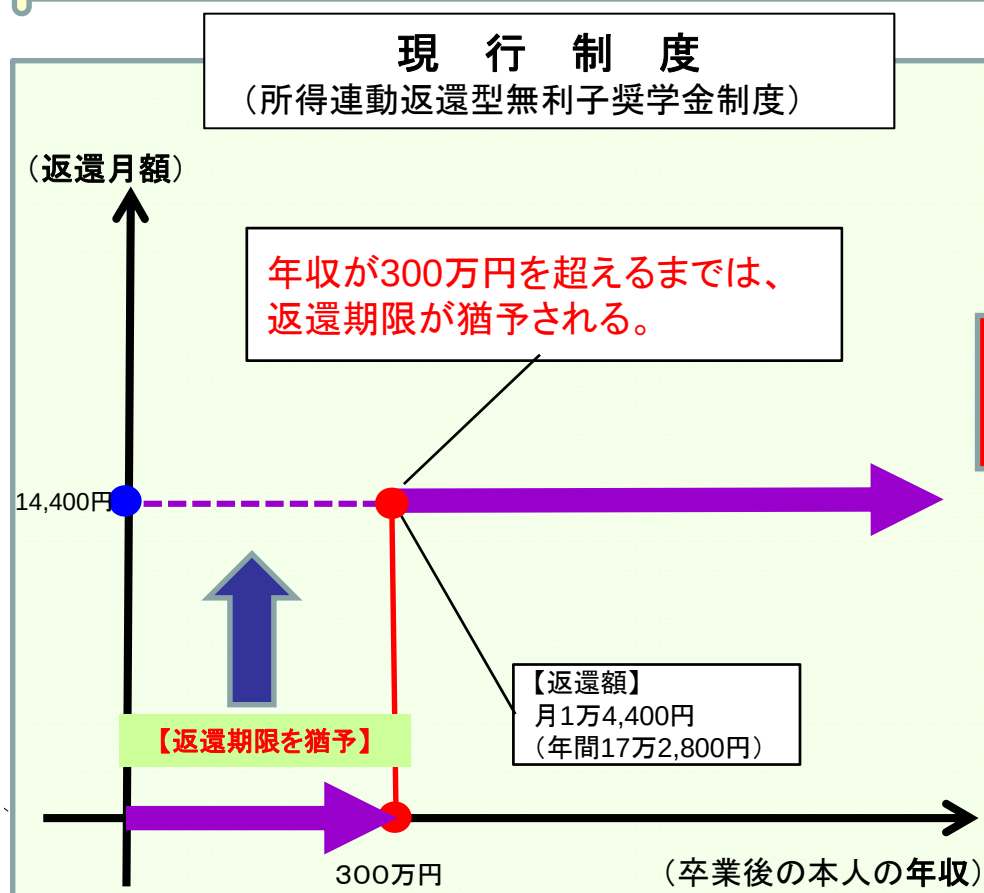
区 分	主な指摘事項	対処方針
リスク管理	機構は、独法改革等に関する基本方針等を踏まえ、平成26年度末までにリスク管理態勢等の見直しに係る検討を行っているが、延滞リスク等の奨学金事業に伴う種々のリスクを機構全体として統合・管理する態勢の構築等について、同検討を行う際に留意すること。	・<u>リスク管理委員会を設置</u>(平成27年3月)し、平成27年度のリスク管理の実施計画を策定。 ・奨学金事業に伴う種々のリスクを網羅的に管理するため<u>リスク管理規程を整備</u>。
延滞防止策の取り組み	政策目的等に則した事業の適正な執行等を確保する観点から、今後も、延滞債権の回収促進策と並行し、①奨学金事業の理解度向上、②奨学生に対する貸与の適切性確保、③減額返還制度の弾力化、といった延滞防止策の更なる充実の検討を行うこと	・学校に配付している<u>採用時説明会等の説明マニュアルの見直しを実施</u>。 ・平成27年度から、<u>採用時説明会への日本学生支援機構職員の派遣を拡充</u>。 ・貸与基準として年齢や貸与額等に制限を設けることについて、教育政策としての生涯学習・学び直しの推進等の観点も考慮しつつ、延滞防止策を検討。

より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入に向けた対応の加速 ～ マイナンバー制度の導入にあわせて平成29年度進学者から新しい方式で！ ～

子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）

- 意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。
- 奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。

モデルケース ○ 貸与種別 無利子奨学金「私立大学・自宅通学」 ○ 貸与総額 5.4万円／月×12月×4年=259.2万円



入学時特別増額貸与奨学金制度について

入学時特別増額貸与奨学金の利便性向上

制度の概要

＜概要＞入学時等の需要に対応するため、一般の無利子・有利子奨学金貸与月額とは別に、有利子による一時金を貸与する制度（平成15年度創設）

＜貸与額＞10万、20万、30万、40万、50万円から選択

＜要件＞以下の(1)、(2)のいずれかに該当すること。

(1) 家計収入が一定額以下であること ※一定額＝機構が算定する認定所得金額が0円（概ね年収400万円）

(2) 日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を利用できないこと ※以下3点の提出が必要

①「日本政策金融公庫の『国の教育ローン』を利用できなかったことについて（申告）」

② 日本政策金融公庫の「国の教育ローン借入申込書（お客さま控え）」の写し

③ 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文の写し

課 題

◆利用希望者、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、大学等の手続き・事務負担が増大している。

◆入学時特別増額貸与奨学金の利用希望者、学校担当者にとって、貸与基準が不明確であり、変更を求める要望がある。

◆日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の利用を希望したにも関わらず、貸付利率が高い「国の教育ローン」へ申込みことへの理解が得られない。

見直し案

入学時特別増額貸与奨学金の貸与基準を有利子奨学金の貸与基準と同一とする。

⇒利用希望者の利便性を向上するとともに、事務負担の軽減を図る。

＜参考1＞貸与基準見直しによる貸与人員・金額の増

- ・貸与人員：約3万人（有利子貸与人員の内数）
- ・貸与額：約115億円

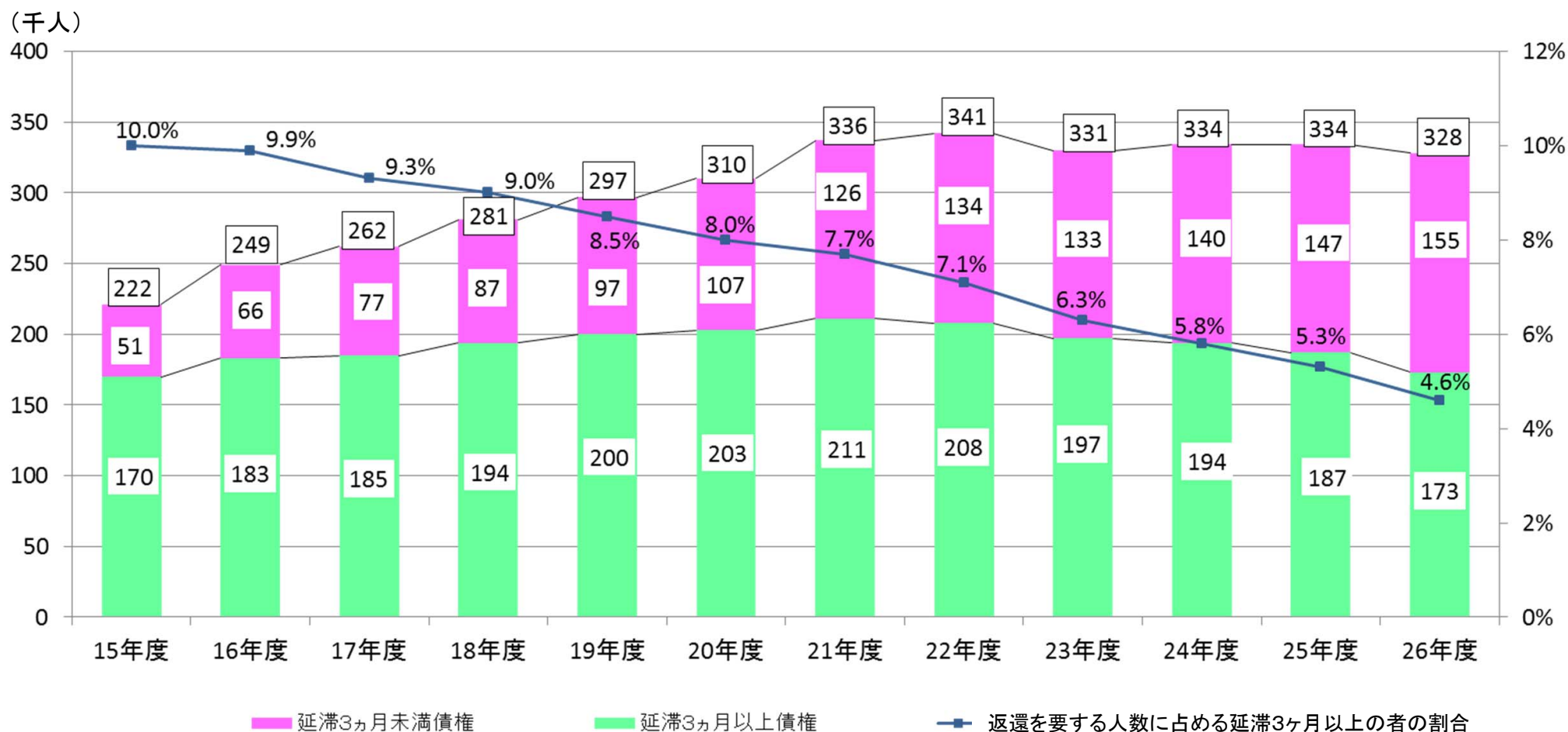
＜参考2＞国の教育ローンと入学時特別増額貸与の違い

区 分	交付時期	交付先	上限額
国の教育ローン	進学前後	保護者	350万円
入学時特別増額	進学後	本人	50万円

参考データ

延滞者の推移(無利子奨学金＋有利子奨学金)

- 平成26年度末の延滞期間が3カ月以上の者は17万3千人。事業規模が全体として増加しているが、近年の延滞者数は横ばい傾向。
- 近年の延滞者の増加分は延滞期間が3カ月未満の者の増加が主たる要因。延滞期間が3カ月以上の者については、機構が、返還者が長期の延滞に陥らないよう早い段階での回収促進策を講じているため、近年は減少傾向。

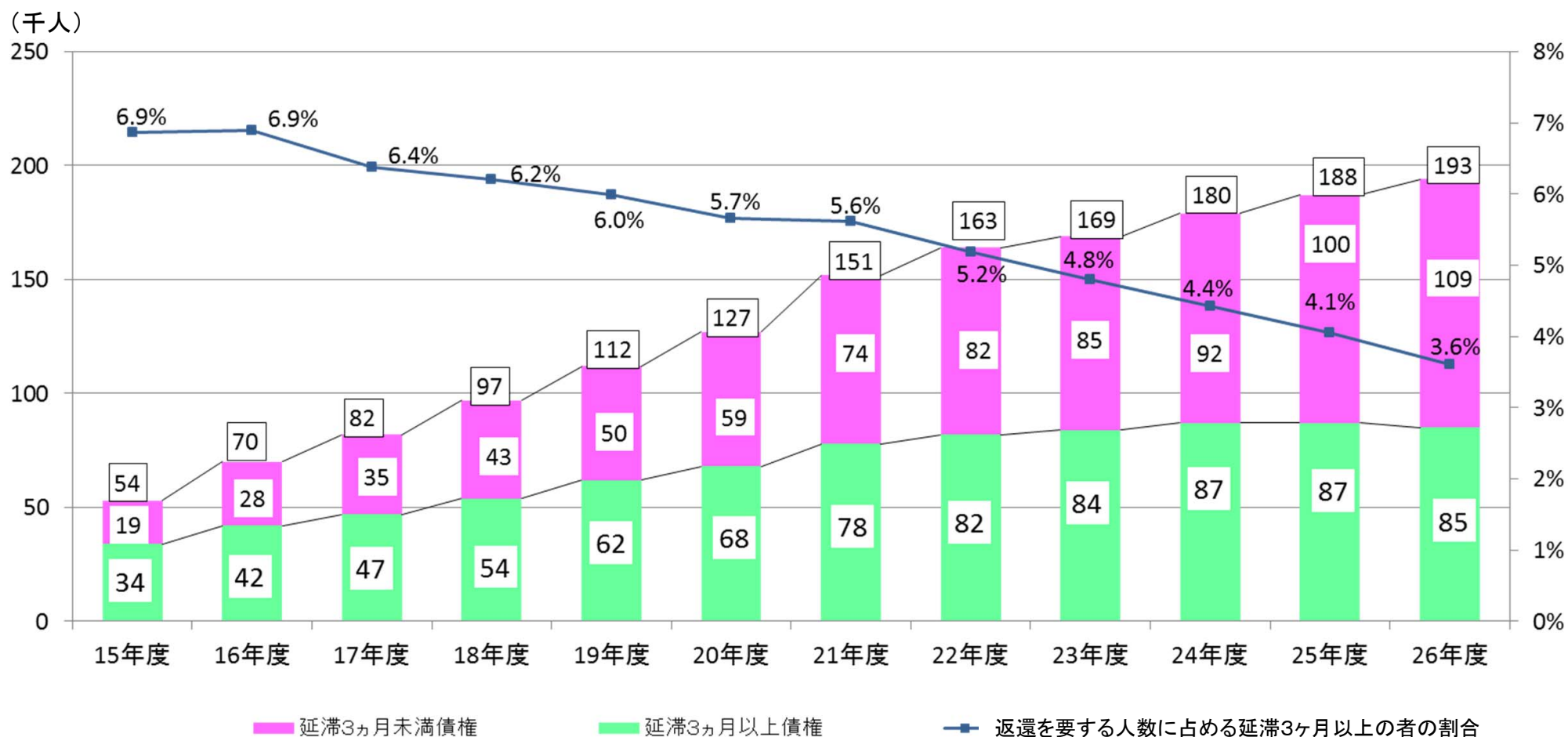


※四捨五入により計数が一致しない場合がある。

※無利子奨学金・有利子奨学金の両方の貸与を受けている者はそれぞれカウントしている。

延滞者の推移(有利子奨学金のみ)

- 平成26年度末の延滞期間が3カ月以上の者は8万5千人。事業規模が全体として増加しているが、近年の延滞者数は微増傾向。
- 近年は延滞期間が3カ月未満の者が増加している。延滞期間が3カ月以上の者については、機構が、返還者が長期の延滞に陥らないよう早い段階での回収促進策を講じているため、近年は横ばい傾向。



※四捨五入により計数が一致しない場合がある。

※無利子奨学金・有利子奨学金の両方の貸与を受けている者はそれぞれカウントしている。

返還困難者への救済措置について

減額返還制度（平成23年1月導入）

○経済的理由により返還困難となっている者のうち、当初の割賦金額を減額すれば返還可能となる者について、一定の要件（収入金額325万円以下など）を満たすことで、一定期間、当初割賦金額を2分の1に減額し、返還期間を延長することにより、返還者の負担軽減とともに、返還金の回収促進と延滞の抑制を図る。（平成26年度：16,017件を承認）

返還期限猶予制度

○在学猶予（平成26年度：152,879件を承認）

大学、大学院等に在学中（外国の学校も含む）は、在学届等の提出によって返還期限を猶予される。

○一般猶予（平成26年度：137,561件を承認）

右表の事由に該当し返還が困難な場合は、願い出により返還期限を猶予される。返還期限猶予の事由及び猶予の期間等は右表のとおりである。

【参考】返還期限猶予の承認事由（平成26年度）

●経済困難・失業中等：87.4% ●病氣中：6.8% ●生活保護：2.5% など

返還免除制度

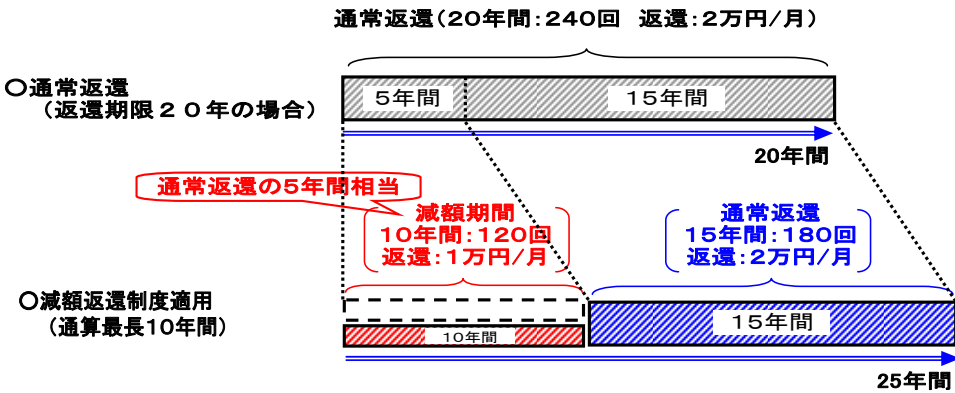
○死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除

・奨学生が死亡又は心身の障害により、返還不能になったときは返還未済額の全部又は一部を願い出によって免除する。（無利子・有利子の全奨学生対象）（平成26年度免除実績：1,579件（25億円））

○特に優れた業績による返還免除（平成16年4月以降の採用者より適用）

・大学院において無利子貸与を受けた学生で、在学中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定したものには、貸与期間終了時において、全部又は一部の返還を免除する。（平成26年度免除実績：9,472件（126億円））

・大学院博士課程に進学し、奨学生として採用される段階で、返還免除者を内定できる制度を導入。（平成27年度）



猶予の事由	猶予の期間
災害 ※1	その事由が続いている期間中、1年ごとに願い出る。 ※1 災害は、原則として災害の発生から5年以内に限る。
病氣中	
生活保護	
入学準備 ※2	その事由が続いている期間中、1年毎に願い出る。通算して10年が限度。 ※2 卒業後1年以内に限る。
経済困難（年収300万円以下、給与所得者以外は200万円以下）・失業中等	

入学時特別増額貸与奨学金制度の実績と予算

貸与実績

(単位:人、億円)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
貸 与 人 員	47,341	44,861	38,086	47,036	59,032	56,263	55,753	44,626
在 学 採 用	14,022	13,140	7,795	8,705	5,653	4,690	4,262	3,212
予 約 採 用 者	33,152	31,525	30,126	38,190	53,176	51,429	51,348	41,298
ろうきん利用者	1,146	1,288	1,220	3,242	3,710	4,572	5,295	3,693
海外留学利用者	167	196	165	141	203	144	143	116
長期留学	101	70	83	47	78	85	106	88
短期留学	66	126	82	94	125	59	37	28
貸 与 額	142	135	126	174	218	211	211	172

(参考)予算

(単位:人、億円)

貸 与 人 員	50,000	60,000	(61,687) 54,813	54,813	69,543	59,022	56,293	70,490
貸 与 額	150	180	(208) 180	181	257	218	211	267

※平成21年度の()内は補正後の数字である。

18歳人口と進学率・奨学金貸与率の推移

18歳人口は、平成21年～32年頃まで、ほぼ横ばい(約120万人)で推移し、その後減少。

大学・短期大学の全学生数に対する日本学生支援機構奨学金の貸与率は、平成11年度以降、急激に上昇し、平成26年度では38.7%(103万8千人)。

